

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

本 別 町 農 業 委 員 会  
第 3 6 回 総 会 議 事 録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 平成29年4月26日

至 平成29年4月26日

本 別 町 農 業 委 員 会

## 第 3 6 回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	平成 2 9 年 4 月 2 6 日 (水曜日)											
開催場所	本別町役場 3階会議室											
開催及び 閉会日時	開 会	平成 2 9 年 4 月 2 6 日			午後 4 時 0 0 分							
	閉 会	平成 2 9 年 4 月 2 6 日			午後 4 時 4 3 分							
出席委員 (11名)	議 席	委 員 名			出	欠	議 席	委 員 名			出	欠
	1 番	荒 木 幸 造			○		9 番	牧 田 安 史			○	
	2 番	山 西 輝 美			○		1 0 番	小 笠 原 徹			○	
	3 番	新 津 初 男			○		1 1 番	齋 等			○	
	4 番	細 田 昇			○							
	5 番	荒 哲 弘			○							
	6 番	阿 保 静 夫			○							
	7 番	山 西 二三夫			○							
	8 番	風 間 進			○							
職務のため出席 した者の職名	事務局長 郡 弘 幸 主 査 吉 村 圭 主 事 山 崎 拓											
議 長	会 長 山 西 輝 美											
議事録署名委員	1 番 荒 木 幸 造 委員 3 番 新 津 初 男 委員											

## 第36回本別町農業委員会総会

### 議事日程

#### 開会宣言

- 日程1 議事録署名委員の指名 1番 荒木幸造委員 3番 新津初男委員
- 日程2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程3 報告第2号 農地転用に係る完了届について
- 日程4 議案第1号 現況証明願について
- 日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 日程9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
- 日程11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

#### 閉会宣言

## 第36回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後4時00分)
山西議長	みなさん、こんにちは。本日、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。 それでは、只今から、第36回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は11名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立致します。
日程1	<b>議事録署名委員の指名</b>
山西議長	議事録署名委員を指名致します。 議事録署名委員は、会議規則第14条により、1番荒木幸造委員、3番新津初男委員を指名しますのでよろしくお願い致します。
日程2	<b>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</b>
山西議長	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。1番から4番について、一括報告と致します。 事務局より報告内容の説明を求めます。
山崎主事	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので報告する。 平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。 番号1番から4番まで朗読。 以上です。
山西議長	只今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みといたします。

<p>日 程 3</p>	<p><b>報告第2号 農地転用に係る完了届について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について、を議題とします。</p> <p>事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による農地転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。</p> <p>平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p>
<p>山西議長</p> <p>荒委員</p>	<p>番号1番朗読。以上です。</p> <p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>報告第2号1番について報告いたします。平成29年4月12日に、私荒と新津委員、牧田委員、の3名で調査をまいりました。</p> <p>平成28年9月20日付け本農委第28の2号指令で許可した本件について、計画どおり転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第2号はこれで報告済みと致します。</p>
<p>日 程 4</p>	<p><b>議案第1号 現況証明願について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第1号 現況証明願について、を議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p> <p>山西議長</p>	<p>議案第1号 現況証明願について 次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。</p> <p>平成29年4月26日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番朗読。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>

<p>荒委員</p>	<p>議案第1号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は 383 の 3、384 の 4 は当初から雑種地、 216 の 2 は当初から山林であると見られることから、現況証明の発行は止むをえないものと見て参りましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
<p>日 程 5</p>	<p><b>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1 番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので議決を求める。平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書を添付致しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番朗読。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>

<p>荒委員</p>	<p>議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番朗読。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>荒委員</p>	<p>議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、3番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号3番朗読。</p> <p>以上です。</p>
山西議長 荒委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号3番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、4番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号4番朗読。</p>

<p>山西議長 荒委員</p>	<p>以上です。</p> <p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号4番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号4番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号4番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
<p>日 程 6</p>	<p><b>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。</p> <p>平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番朗読。</p>

<p>山西議長 荒委員</p>	<p>以上です。</p> <p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法4条転用の許可なく農地に火山灰を敷設し育苗ハウスを新設したため、農地法第51条第1項第1号に該当する違反転用事案ではありますが、指導の結果、始末書と共に転用申請書が提出されました。ついては、農地法による転用について認識不足であり、故意でなかったこと、始末書により反省し、再発のおそれはないこと。また現地確認の結果、農場内に他に適当な場所がなく、この転用は止むを得ないものであり、通常どおりの手順であれば許可相当とみられることから、追認案件として受理することが適当と判断しましたので報告いたします。なお、農振用途変更を申請中です。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番朗読。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 荒委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第3号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告</p>

	<p>第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農場敷地に隣接する農地に牛舎を建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所はなく、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断しましたので報告いたします。なお、農振用途変更を申請中です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
日 程 7	<p><b>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p>
山西議長	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。</p> <p>平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番朗読。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
荒委員	<p>議案第4号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>

	<p>本申請は、農地を資料調整庫、バンカーサイロ建設のため買い受ける転用申請であります。当該地は道道に隣接しており、飼料の輸送に非常に便利であることから、作業動線等を勘案した結果、許可相当であると判断しましたので報告いたします。なお、農振用途変更を申請中です。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案4号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
日 程 8	<p><b>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について</b></p>
山西議長	<p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、を議題とします。</p> <p>1番から5番について一括提案致します。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
吉村主査	<p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求める。平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番から5番まで朗読。</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第5号は提案のとおり決定すること</p>

<p>山西議長</p>	<p>に異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は提案のとおり決定されました。</p> <p>ここで、追加議案を提出致します。追加議案書を配布しますので、暫時休憩致します。</p> <p>(休憩中に議案書配布)</p>
<p>山西議長</p>	<p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>日程9</p>	<p><b>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。</p> <p>事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので報告する。</p> <p>平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番朗読。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第3号は、これで報告済といたします。</p>
<p>日程10</p>	<p><b>報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について、を議題とします。</p> <p>はじめに1番について報告いたします。</p> <p>事務局より報告内容の説明を求めます。</p>

吉村主査	<p>報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について 農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。平成29年4月26日 本別町農業委員会会長 番号1番朗読。</p> <p>番号1番については成立しました。なお、土地の評価表、特記事項につきましては、記載のとおりです。</p>
山西議長 牧田委員	<p>次に、調整委員長から調整結果について報告願います。</p> <p>1 番の利用調整結果について、報告いたします。現地調査日は平成29年4月12日、調整委員会は、平成29年4月21日に開催し、当日の調整委員は、私牧田と新津委員、荒委員、地区の山西二三夫委員のアドバイスをお願いして行いました。氏が売買を希望している農地について調整を行った結果、A-1 団地は当該地区標準モデル価格25万6千円・土地評価点94点、10a当り 240,600円で、A-2 団地は当該地区標準モデル価格25万6千円・土地評価点94点、10a当り 240,600 円で、B 団地は当該地区標準モデル価格27万5千円・土地評価点86点、10a当り 236,500 円で 氏と、C団地は当該地区標準モデル価格27万5千円・土地評価点98点、10a当り 269,500 円で 氏と調整を行ったところ、出し手・受け手双方合意により調整が成立したことを報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調整委員長から報告がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですので、報告第4号1番はこれで報告済みといたします。</p> <p>つぎに2番について報告いたします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
吉村主査	<p>番号2番朗読。</p> <p>番号2番については、農地売買支援事業により再協議と致しました。なお、土地の評価表、特記事項につきましては、記載のとおりです。</p>

<p>山西議長 齋委員</p>	<p>次に、調整委員長から調整結果について報告願います。</p> <p>2番の利用調整結果について、報告いたします。現地調査日は平成29年4月21日、調整委員会は、平成29年4月21日に開催し、当日の調整委員は、私齋と細田委員、風間委員、地区の牧田委員のアドバイスをお願いして行いました。</p> <p>氏が売買を希望している農地について調整を行った結果、A-1 団地は当該地区標準モデル価格33万1千円・土地評価点86点、10a当り 284,700 円で、A-2 団地は当該地区標準モデル価格33万1千円・土地評価点83点、10a当り 274,700 円で、B-1 団地は当該地区標準モデル価格33万1千円・土地評価点65点、10a当り 215,200 円で、B-2 団地は当該地区標準モデル価格33万1千円・土地評価点70点、10a当り 231,700 円で、B-3 団地は当該地区標準モデル価格33万1千円・土地評価点64点、排水性 20%減・小面積 50%減を適用し10a当り 63,600 円で、C団地は当該地区標準モデル価格33万1千円・土地評価点64点、排水性 30%減・小面積 30%減を適用し10a当り 84,700 円で、 氏と調整を行ったところ、出し手・受け手双方合意により調整が成立したことを報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調整委員長から報告がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第4号2番はこれで報告済みといたします。</p>
<p>日 程 11</p>	<p><b>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について</b></p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、を議題とします。1番と2番について一括提案いたします。</p>
<p>吉村主査</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求めます。平成29年4月26日、本別町農業委員会会長。</p>

山西議長	<p>番号1番と2番朗読。</p> <p>以上です。</p> <p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第6号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は提案のとおり決定されました。</p> <p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。ご苦労さまでした。</p> <p>午後4時43分終了する。</p>

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 29 年 4 月 26 日

議 長

署名委員

署名委員